

宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領

平成 22 年 12 月 20 日
総合政策部みやざき文化振興課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宮崎県私立高等学校等就学支援金交付要綱（以下「要綱」という。）
第 2 条に規定する「知事が特に認める者」の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 「知事が特に認める者」とは、県内の私立学校等に在学する生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、次条の規定による申請を行い、その認定を受けた者とする。

- (1) 高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超える者であって、高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していないこと。
- (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定）（以下「学び直し要綱」という。）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当する者。
- (3) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定）（以下「専攻科要綱」という。）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当する者。ただし、専攻科要綱第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に規定する時点から対象外とする。

(受給資格認定申請)

第 3 条 受給資格の認定の申請は、前条第 1 号及び第 2 号に係るものにあつては別記様式第 1-1 号（その 1 又はその 2）を、同条第 3 号に係るものにあつては専攻科要綱に規定する様式を、在学する私立高等学校等の設置者を通じて、知事に提出することによって行うものとする。

(就学支援金の交付期間)

第 4 条 就学支援金の交付期間は、第 2 条第 1 号及び第 2 号に係るものにあつては 12 月（第 2 号に係るもののうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては 24 月）、同条第 3 号に係るものにあつては 24 月を限度とする。

(就学支援金の交付額)

第5条 就学支援金の交付額は、第2条第1号及び第2号に係るものにあつては学び直し要綱別表に規定する額、同条第3号に係るものにあつては高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて(令和2年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)に規定する額を上限とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年12月20日から施行し、平成22年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

(申請及び申出に関する特例)

2 第2条各号のいずれにも該当する者が、この要領の施行後1月以内に第5条において準用する法第5条の認定の申請をしたとき(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、第2条各号のいずれにも該当することとなった月に申請をしたものとみなす。

3 第2条各号のいずれにも該当する者が、この要領の施行後1月以内に第5条において準用する政令第5条第2項に規定する同条第1項に規定する場合に該当する旨の申出をしたとき(当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、同項に規定する場合に該当することとなった日の属する月に申出をしたものとみなす。ただし、同項に規定する場合に該当することとなった日が月の初日である場合は、同項に規定する場合に該当することとなった日の属する前の月に申出をしたものとみなす。

4 第2条各号のいずれにも該当する者が、この要領の施行後1月以内に第5条において準用する政令第5条第2項に規定する同条第1項に規定する場合に該当しなくなった旨の申出をしたとき(当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、同項に規定する場合に該当しなくなった日の属する月に申出をしたものとみなす。ただし、同項に規定する場合に該当しなくなった日が月の初日である場合は、同項に規定する場合に該当しなくなった日の属する前の月に申出をしたものとみなす。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年2月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県私立

高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。